

三田松聖高等学校いじめ防止基本方針

三田松聖高等学校

1. 学校の方針

本校は、「校祖の何事にもくじけぬ不屈の精神と、誠をもって貫き通す強い意志と力を基本とする。平和を尊び高い徳性と、健全な身体を備え、新時代に即応できる知性や、技術を身につけた、有為な社会人を育成する。」を建学の精神とし、和敬協調、自律自学の信念のもと、心身を錬磨し英知と豊かな情操を備えた、清く正しく強い、社会貢献のできる人材を育成することを教育方針としている。

そのため、すべての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向け日常の指導體制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2. 基本的考え方

本校は、1919年（大正8年）の創立以来女子教育を行ってきたが、2004年（平成16年）に男女共学化しさらなる発展・飛躍を目指している。また、本校は阪神地区から少し離れた三田市北西部に位置するが、生徒の出身中学校は100校を超え、阪神地区、丹有地区、北播地区と兵庫県の東部ほぼ全域に加えて大阪府（豊中市・大阪市等）から通学している。このように広域から生徒が通学しており、特にJR福知山線を利用している生徒が約80%と多く、列車指導等の交通安全指導のみならず公衆道徳・ルール・マナーの重点指導を行っている。

また、地元小学校校区のまつり、子育て支援センターの子育て応援団に参加したり、菊水茶会・定期演奏会・地域清掃等を行うなど地域との交流を積極的に進める教育活動を行っている。

「いじめ」については、「いじめは、どこの学級にも学校にも起こりえる」、「いじめられてよい人はいない、いじめてよい権利を持っている人もいない」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、以下の指導體制を構築し、いじめ防止等を包括的に推進する。

3. いじめ防止等の指導體制・組織の対応

(1). 日常の指導體制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導體制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導體制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

(2). 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通して、いじめの防止に資する多様な取り組みを体系的・計画的に行うため、包括的な取り組みの方針、いじめ防止のための取り組み、早期発見のあり方、いじめへの対応に係わる教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(3). いじめ発生時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

4. 重大事態への対応

(1). 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認められるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず学校が判断する。

生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2). 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合は、直ちに学校法人湊川相野学園（以下本学園）に報告し、本学園は、兵庫県知事に報告する。

本学園は、事案の状態によりその事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを判断する。

① 学校が主体となって調査すると判断した場合

学校が主体となって調査すると判断した場合、校長のリーダーシップのもと「いじめ特別対応チーム」を組織して調査する。

学校は、調査により明らかになった事実を、本学園に報告する。報告を受けた本学園は、その内容を兵庫県知事に報告する。また学校は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒及びそ

の保護者に対して情報を適切に提供（経過報告を含め、適時・適切な方法で）する。

学校は、調査結果にもとづき、事態の解決にあたる。

なお、学校が調査主体となる場合であっても、第28条第3項に基づき、本学園は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

② 本学園が主体となって調査すると判断した場合

本学園が主体となって調査すると判断した場合は、本学園理事長のリーダーシップのもと「いじめ特別対応チーム」を組織して調査する。

本学園は、調査により明らかになった事実を報告書にまとめ、兵庫県知事に報告する。また、調査により明らかになった事実関係については、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供（経過報告を含め、適時・適切な方法で）する。

本学園は調査結果にもとづき、事態の解決にあたるため適切な措置をとる。

兵庫県知事が再調査を行う場合、その調査主体の指示のもと、資料の提出など調査に協力する。

5. その他に事項

誰からも信頼される学校をめざしている本校は、開かれた学校となるように情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校ホームページなどで公開するとともに、学校評議員や本校後援会総会、学年保護者会、教育相談などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取り組みを実施するため、学校の基本方針が、実情に即し効果的に機能しているかについて、「いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

附則 この方針は2014年4月1日より施行する。

2014年9月一部改正

2016年8月一部改訂